

平成 18 年 4 月 3 日

各位

東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号
株式会社リサ・パートナーズ
代表取締役社長 井無田 敦
(コード番号：8924 東証1部)
問い合わせ先 取締役 三宅 俊比古
電話番号 03(5573)8011(代表)

ストックオプション(新株予約権)の具体的発行内容確定に関するお知らせ

当社は、第 8 期定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、平成 18 年 4 月 3 日開催の取締役会において具体的発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成 18 年 4 月 3 日(月) |
| 2. 新株予約権の発行数 | 614 個(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株) |
| 3. 新株予約権の発行価格 | 無償とする |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 614 株 |
| 5. 新株予約権の行使に際しての払込金額 | 新株予約権 1 個当たり 634,000 円 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 389,276,000 円 |
| 7. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額 | 1 株につき 317,000 円 |

8．新株予約権の行使期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで。ただし、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時はその前営業日を最終日とする。

9．新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社ならびに当社の子会社及び関連会社の取締役または従業員、監査役或いは顧問その他これに準じる地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（ご参考）

（ 1 ） 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 18 年 2 月 13 日

（ 2 ） 第 8 期定時株主総会の決議日 平成 18 年 3 月 30 日

以上